

開発許可により新設する公共施設等（道路等）の帰属登記の必要書類

令和8年1月

毛呂山町まちづくり整備課 開発建築係

TEL: 049-295-2112 (代表) 内線159

開発許可の際の都市計画法第32条の協議に基づき道路等の公共施設等を新設して毛呂山町に帰属することとなった場合、工事完了検査を受ける前に帰属施設ごとの担当課と下表を参考に必要書類について協議・準備し、完了後に速やかに帰属手続きを進められるようお願いします。

1 道路【担当：まちづくり整備課 道路管理係（内線157）】

必要書類	部数	備考
登記事項証明書（全部）	1	分筆等完了後の最新のもの
公図の写し	1	〃
登記原因証明情報兼登記承諾書	1	町で作成した書類に実印押印
印鑑証明書	1	法人は不要（法人番号のわかるもの添付）
確定測量図	1	境界杭設置後に作成し、官民・民民境界、杭の種類の識別を明記
検測図	1	確定測量図に現地点検測量による数値及び較差を記入（周り間、座標差）
座標一覧表	1	
土地利用計画図	1	
施設計画・詳細図	1	
地下埋設物（占用）関係図	1	
その他		町から申請者への所有権移転がある場合、登録免許税が必要

※ 土地の分筆・合筆、申請者への所有権移転は工事完了検査前に実施しておくこと。また、抵当権等の所有権以外の権利を解除し、地目変更も完了しておくこと。

（例）道路⇒公衆用道路、水路⇒用悪水路、ごみ集積所⇒雑種地、公園

※ 従前の公共施設（道路、水路等）は、表示・保存登記を完了しておくこと。

※ 境界杭の種類・設置方法は、町の指導をうけること。公共用地の境界杭は、20本まで町から支給するので、20本を超える分は申請者の負担（業者は町が指定）。

2 消防水利【担当：総務課 消防防災係（内線311）】

必要書類は事案ごとに総務課消防防災係と協議。

3 ごみ集積所【担当：設置手続き 生活環境課 環境係（内線172）※先に相談】

【担当：帰属手続き 管財課 管財係（内線542）】

帰属のための必要書類	部数	備考
寄付採納申請書	1	様式は管財課
案内図・写真	1	
土地登記事項証明書（全部）	1	分筆等完了後の最新のもの
公図の写し	1	〃
登記原因証明情報兼登記承諾書	1	申請者が作成（実印押印）
印鑑証明書	1	法人は不要（法人番号のわかるもの添付）
構造図	1	

※ 所有権移転登記の手続き・費用は申請者負担